

18歳若年者に求められる支援

～今まで出会った子たちを通じて～

つむぎ法律事務所

弁護士 梅田沙知

自己紹介

- 平成23年12月 弁護士登録 埼玉弁護士会所属
川越市内の法律事務所に所属
- 平成24年12月 日本司法支援センター（法テラス）のスタッフ
～平成27年12月 弁護士として法テラス奄美法律事務所へ赴任
平成28年1月 埼玉弁護士会へ出戻り
川越市内の法律事務所に所属
- 令和1年4月 現在の法律事務所開設
埼玉県スクールロイヤー、いじめ重大事態調査
の調査委員、いじめ予防授業の講師、
いじめ被害者代理人等

弁護士の仕事

基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命（弁護士法1条）とし、

訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする（弁護士法3条第2項）



弁護士が子どもと出会うとき

- ・ 離婚事件
子の引渡し、子の監護者指定
親権者指定、面会交流、養育費請求
- ・ 子ども手続代理人
- ・ 少年事件における弁護士、付添人
- ・ 被害者支援
- ・ 学校に関わるもの
いじめ被害者加害者代理人、いじめ予防授業、いじめ調査
- ・ 児童虐待
子ども手続代理人、意思表示権の支援、子ども担当弁護士



今まで出会った子たち



法律が考える「大人」と「子ども」とは？

民法4条

年齢十八歳をもって、成年とする

民法818条

成年に達しない子は、父母の親権に服する

民法上は成年か、未成年かの区別のみ



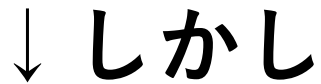
なぜ成年と未成年との区別をしているのだろうか？

人は、誰でも自由な存在である

個人は自由な意思に基づいて、自らの私的生活関係を決定するが、自ら決定した結果を引き受けなければならない



自ら理性的に判断し、行動し、責任がとれるという能力を有していることが前提



現実を見ると、誰もが理性的に判断し、行動できる能力を持っていない

一定の人たちを保護するため、区分した
未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人

他方、保護を要する人たちと取引をする相手方に対して
も予測可能性を与え、社会の安定化を図っている



民法が考えている「成年者」と「未成年者」との違いは、自ら理性的に判断し、行動をとることができる能力があるかどうか

各法律においても、各法律が定める目的を達成できる能力を有しているのかどうか



18歳でできるようになったこと

→親権に服さない

- ・法律行為（契約）
- ・住む場所の決定
- ・職業の決定
- ・資格取得（人権擁護委員、民生委員、医師、歯科医師、公認会計士、司法書士、行政書士、社労士等）
- ・10年間のパスポート取得
- ・帰化
- ・性別の取扱いの変更
- ・医療保護入院の同意
- ・不妊手術



18歳ではできないこと

- ・ 養子をとる
- ・ タバコ、飲酒
- ・ 公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート）の購入
- ・ 一定の資格（船長、機関長、猟銃所持の許可等）
- ・ 国民年金の被保険者
- ・ 特別児童扶養手当の支給対象者の除外



出会った子たちには何が必要だろうか



- お金や財産がない
- 健康がない
- 所属先がない
- 信頼できる大人や支援者がいない
- 知識がない
- 生活能力がない
- 自己分析・検討する能力がない
- 自己肯定力がない
- 認めてくれる人がいない



- 生活支援や教育が最も必要と思われる若年者、つまり、大学や高校に進学していない若年者ほど、経済的及び精神的支援の双方から保護が必要である
- 成年年齢引き下げの背景からすれば、若年者に対する支援は社会で責任を持って行われる必要がある
- 弁護士が関われるのは人生のほんの一場面だけ
社会で皆が少しずつ関われば大きくなるはず